

人権方針

北日本放送（以下「当社」という）は、「最も必要とされる放送局であり続ける」という経営理念のもと、富山県に根差した放送事業を中核とした事業を展開しており、すべての事業活動は人権の尊重を前提に成り立っているものと考えています。

当社はこれまでも「北日本放送コンプライアンス憲章」の遵守や「SDGメディア・コンパクト」に加盟するなど、持続可能な社会の実現と人権の尊重に継続的に取り組んでまいりました。

今後、さらにより良い未来の実現に向けて、積極的に社会的責任を果たし、地域社会から信頼される企業であり続けるため、ここに「人権方針」を定めます。

（１）適用範囲

この方針は、北日本放送グループ（以下、当社グループ）の全ての役員、従業員に適用されます。また、ビジネスパートナーの皆さまにも、この方針に基づく人権尊重の遵守を期待します。

（２）差別・ハラスメントの禁止と多様性の尊重

人種、民族、国籍、言語、宗教、思想、年齢、性別、妊娠、障害、性自認、性的指向、社会的出自、職業、雇用形態その他あらゆる状況を理由とするあらゆる差別や、個人の尊厳を不当に傷つける一切のハラスメント行為を行わず、これを許容しません。特に、社会的弱者やマイノリティ、未成年者の人権に最大限配慮し、尊重します。

（３）労働者の権利尊重

適切な賃金管理、長時間・強制労働の防止、児童労働の禁止、労働安全衛生の確保、結社の自由と団体交渉権の尊重に努め、従業員の働きがいとワークライフバランスを両立させた職場環境の整備に取り組みます。

（４）報道・コンテンツ・サービスにおける姿勢

発信および提供するすべての報道・コンテンツ・サービスは、表現の自由を守るとともに、すべての人権を公平に取り扱い、その尊厳を傷つけることのないものとします。また制作や提供の過程で、人権やプライバシーを侵害したり、差別やハラスメントを助長したりしないよう努めます。当社グループの報道・コンテンツ・サービスを通して、人権が尊重される社会の実現に貢献します。

（５）人権尊重の取り組みと救済

この方針を全ての役員・従業員が理解するよう、教育と啓発を行います。また、事業活動にかかわる人権侵害リスクの特定、防止、軽減に継続的に取り組みます。人権に対する負の影響を引き起こしたり、助長したりした可能性がある場合は、速やかに調査し、被害者の救済・是正および再発防止に取り組みます。

2026年2月26日制定
北日本放送株式会社
代表取締役社長 島谷浩司